

事、當世武家の風俗也、古はなき事也、臺笠立傘といふ名目古記に無之、古は式正の時、白傘袋を持せ、常には淺黄の袋に入持せしなり、笠はあやの笠を用、是はかぶらざる時は、手に持せしなるべし、臺笠立傘といふ事も、昔よりある物と思ふ事もあるべければ、斷之也。

〔柳營秘鑑〕一御三家御家門國主之列并供廻り道具等之格

御三家、略○中御規式之時は、七本道具被爲持之、乘輿は打揚腰黒也、常は御道具貳本、長刀、褰折立傘、但シ御道具は跡に被立之、略○中右御規式之節、七本道具は、道具四本、長刀、立傘、臺笠なり、是は常憲

院様御代より御免被仰出之、

〔青標紙〕武器及行列具的例

臺笠は菅笠を袋に入る事本式なり、塗笠を用るは略義なり、臺に掛る故臺笠といふ、是は全體旅行の道具也、

〔守貞漫稿〕二十九臺笠立傘

今世幕府御成、大名旅中行粧ノ具也、古ヨリ有之歟、愚按ニハ、上古ヨリ不可有之、蓋立傘ハ、實用ノ傘ノ袋入也、今ノ臺笠ハ、飾ノミニテ實用ノ笠ニ非ズ、

幕府ノ御臺笠ハ、黒天鷲絨袋、紫紐梨子地金御紋散ノ蒔繪柄也、大名等ハ、黒ビロウド袋ナレドモ、紐或ハ紫、或ハ黒、家格ニ因ル柄モ右ノ如ニ非ズ、搦紳家モ用之歟、略○圖

柄立

〔易林本節用集〕江財〔柄立〕

〔三中口傳一甲〕一出行事

柄立袋

晴時隱唐笠中

〔桃華藥葉〕一鞍具足事 柄立袋

〔家中竹馬記〕一馬上にてかさをさすには、先例の笠をさ、せて乗て、馬をまづめ、拵片手綱に取て、